

令和5年12月25日
消防局指導課

「横浜市火災予防規則の一部を改正する規則（案）に関する
意見公募について」に対して寄せられた御意見について

横浜市火災予防規則の一部を改正する規則案について、令和5年9月4日から同年10月3日まで意見公募したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙1にとりまとめましたので、公表いたします。

なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見公募の対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>標識に表示する図記号というのは、赤い標識に描かれているマッチやたばこのマークのことかと思えます。それを国際的、全国的に認識されているマークとすることを義務付けるという改正には、反対する理由はありません</p> <p>今年2月に消防庁が発出した消防予第59号通達には「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととした」とも書かれていますが、このことが改正の概要に一切記されていないのは何故でしょうか？</p> <p>この改正も必要だと思います。</p>	<p>標識に表示する図記号の改正について、ご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>「喫煙専用室標識」が設置されている場合の取扱いについて、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号。以下「規則」という。）第28条ただし書では、消防長が火災予防上規則別表第3又は別表第4で定める規格と同等以上の効果があると認めるときは、他の標識等をもって代えることができることと定めています。この規定を適用することで、「喫煙所」の標識を「喫煙専用室標識」に代えることができるものと取り扱っていたため、改正の概要には記載しておりませんでした。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、改正規則に「喫煙所」の標識を「喫煙専用室標識」に代えることができることを明記することとしました。</p>
<p>2(2)の改正は、「〇〇市(町・村)火災予防条例(例)」の改正を踏まえたものと思いますが、JISとISOのことしか触れていないのはなぜですか？</p> <p>以前、消防署の方から「喫煙専用室の標識があれば、特例で喫煙所の標識は不要だ。」と教えてもらったことがあります。</p> <p>JISとかISOも特例でOKという解釈は無理なんではないでしょうか？</p>	<p>改正案において、別表第3の「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識から図記号を削除していることについては、次の2点を理由としており、改正することが必要と考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際標準化機構が定めた規格や日本産業規格の図記号に変更が生じる可能性があること。 2 現行の「禁煙」の標識に併記することとしている図記号については、今般の改正前の火災予防条例(例)(以下「条例(例)」という。)別表第7に準拠していたものであり、当該別表が削除されたことに伴い、広く一般に認識されている図記号ではなくなったこと。

<p>J I S、I S Oは改正、喫煙専用室は特例というダブルスタンダードも気になりますが、それ以上に、喫煙専用室は今後も消防署の匙加減がまかり通ってしまう懸念はないでしょうか？</p> <p>例えば、行政指導に従わない者には特例は許されないということも可能ですよね？</p>	<p>なお、「喫煙専用室標識」をもって「喫煙所」の標識に代えることができるという条例（例）と同様の取扱いについては、ご意見のとおり可能で、過去に消防局から市内の消防署に周知したところです。</p> <p>しかしながら、現行の規則第 28 条ただし書の規定から、そのような内容を読み取ることは困難であることから、改正規則に「喫煙所」の標識を「喫煙専用室標識」に代えることができることを明記することとしました。</p>
---	---